

杉並区中途失聴・難聴者の会 会則

第1章 総 則

第1条（名称）

本会は 杉並区中途失聴・難聴者の会 と称する

第2条（事務所）

本会の事務所は会長宅に置く。

第3条（目的）

本会は、杉並区の中途失聴・難聴者をはじめ広く聴力障害者全般の福祉の増進と文化生活の向上、及び会員相互の親睦を図ることを目的とする。

第4条（事業）

本会は前条の目的達成のため、次の事業を行う

1. 中途失聴・難聴者の福祉向上に関する活動
2. 中途失聴・難聴者の文化・教養・親睦に関する活動
3. 上部団体を通しての上記2項に関する活動
4. その他本会目的達成に必要な事業

第2章 会 員

第5条（会員の構成）

本会は本会の目的に賛同する次の各号の者をもって構成する。

1. 正会員：杉並区に居住または勤務先を有する中途失聴・難聴者
2. 特別会員：前号以外の中途失聴・難聴者
3. 賛助会員：上記以外で本会の目的に賛助する会員

第6条（会員の権利義務）

会員は次の各号の権利を有し義務を負う。

1. 会員は本会の事業に参加することができる
2. 入会1ヶ年を経過し、かつ会費滞納のない18歳以上の会員は、役員の下選挙権を有する
3. 会員は本会則および本会の諸決議に従わなければならない。
4. 会員は総会において定められた年会費を納めなければならない。ただし、事情がある場合は、

理事会の審議を経て会費を減額または免除することがある。

- (1) 年度中途に入会した会員の年会費は、入会の月から年度末までの月割額による。
- (2) 年度中途において会員資格喪失の場合は既納会費を返還しない。

第7条（会員資格の取得喪失）

会員資格の取得喪失は次の各号による。

1. 会員資格の取得は年会費を添えて、入会の申し込みをした月に始まる。
2. 会員が次の各号のいずれかに該当した場合会員資格を失う。
 - (1) 本人が退会を届け出たとき
 - (2) 前条第3号の義務を果たし得ないとき
 - (3) 正当な理由なく年度経過後1年を超え、会費を滞納したとき

第3章 役員

第8条 (役員構成)

本会に次の役員を置く。

1. 理事 5名～15名

内訳は次のとおり

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1～2名
- (3) 事務局長 1名
- (4) 会計部長 1名

2. 監事 1～2名

会長および監事は1号の(2)～(4)をかねることはできない。

第9条 (役員選任、補充)

役員選任は次の各号による。

- 1. 理事及び監事は総会において選出する。ただし、定数に満たない場合は、理事会は推薦によって理事を補充することができる。
- 2. 前項の規定により理事を補充したときは、直近の会報にてこれを公告しなくてはならない。
- 3. 会長は選出された理事の中から総会において選出する。
- 4. 副会長、事務局長および会計部長は理事の互選とする。

第10条 (役員任期)

- 1. 役員任期は2ヶ年とする。ただし、再任は妨げない。
- 2. 補充理事の任期は次の理事改選期までとする
- 3. 役員は任期満了後も、次期役員が決まるまで職務遂行の義務を負う。

第11条 (役員職務)

役員は本会則および総会の決議に従い、次の職務を行う。

- 1. 会長は本会を代表し、会務を統括する。
- 2. 副会長は会長を補佐し、必要あるときは職務を代行する。
- 3. 事務局長は事務を統括する。
- 4. 会計部長は本会の財産を管理し、経理を担当する。
- 5. 理事は会務全般を審議し、会務の執行を分担する。
- 6. 監事は本会の会計および会務全般を監査する。

第12条 (役員退任)

- 1. 役員が次の各号のいずれかに該当した場合は、理事会の議を経て、任期満了前といえども退任せしめることができる。ただし、その旨は直近の会報にて公告しなければならない。
 - (1) 役員本人から辞任を申し出たとき
 - (2) 公序良俗に反する行為があったとき
- 2. 前項の規定により、役員を退任させようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

第4章 顧問及び相談役

第13条（顧問及び相談役の委嘱）必要に応じ、顧問および相談役を委嘱することができる。

1. 顧問は本会の外部から委嘱する。
2. 相談役は本会の活動に功労があった者に委嘱する。
3. 顧問及び相談役は理事の3分の2以上の推挙により、会長がこれを委嘱する

第14条（顧問及び相談役の職務）

顧問および相談役は理事会の要請により、その諮問に応じる。

第15条（顧問及び相談役の任期）

顧問および相談役の任期は第10条第1項を準用する。

第5章 総会・理事会

第16条（総会）

総会は年1回会計年度終了後3ヶ月以内に会長が召集する。理事会が必要と認めるときは臨時総会を開くことができる。

1. 総会は会員の過半数の出席（含委任状）をもって成立し、出席会員の過半数をもって議決する。
2. 会則改正を行う場合は出席会員の三分の二以上の承認をもって議決する。

第17条（総会の議決事項）

総会は次の事項を議決する。

1. 前年度の事業報告および決算
2. 新年度の事業方針および予算
3. 会則の改正
4. その他、特に重要と認められる事項、また役員任期が満了している場合は、選挙を行う。

第18条（理事会）

1. 理事会は理事をもって構成し、会長が必要を認めるとき、会長がこれを召集し、理事数の半分以上の出席により成立し、出席理事の過半数の承認をもって議決する。
2. 理事会は本会則に定めるものの他、会務執行に必要なあらゆる事項を決定する
3. 監事は随時列席する。

第6章 会計

第19条（会計年度）

本会の会計年度は4月1日に始まり、翌年の3月末日に終わる。

第20条（経費）

本会の経費は杉並区助成金、連合会助成金および会費、刊行物頒布代、寄付金などの収入により賄う。

第21条（事業計画及び予算）

本会の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎事業年度ごとに会長が作成し、理事会の承認を受け、総会の議決を経なければならない。

第22条（事業報告及び決算）

この会の事業報告書、収支計算書等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、会長が作成し、理事会の承認を受け、総会の議決を経なければならない。

第7章 部

第23条（部の設置）

本会の組織活動の実務を担当する各々の部署として、部を設置し、組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事会が別に定める。

付 則

第1条（細 則）

本会の運営上の細則は理事会で決める。

第2条（施 行）

この会則は、平成12年2月13日より施行する。

第3条（暫定措置）

本会則は平成12年2月13日から平成12年3月31日までに限り暫定とし、平成12年4月1日から施行する。

第10条の規定に拘わらず、本会結成時の役員の任期は平成12年の第1回総会までとする。

第4条（改 正）

本会則は平成15年5月20日にその一部を改正し、平成15年5月21日から施行する。

第5条（改 正）

本会則は平成25年4月21日にその一部を改正し、平成25年4月22日から施行する。

第6条（改 正）

本会則は令和5年4月21日にその一部を改正し、令和5年4月30日総会後から施行する。